

「令和7年度環境教育・学習推進業務委託」に関する質問及び回答

No.	質問の該当箇所	質問内容	回答
1	<p>仕様書 p.2 7 その他留意事項 (3) 再委託の禁止について</p>	<p>「契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。」とあるが、例えば調査票の発送や入力・集計、調査票や報告書の印刷などの業務の一部のみを再委託することは可能かご教示ください。</p>	<p>受注者が、契約の履行を一括して再委託しようとするとき（以下「一括再委託」という。）は再委託を承諾できません。一括再委託にあたるかどうかについては、次の基準により判断します。</p> <p>1 一括再委託の定義 契約の履行の全部又は主たる部分を一括して他の者に履行させることをいいます。</p> <p>2 主たる部分の判定 次の各号に掲げる方法のいずれかにより判定し、当該各号に定める基準に該当すると認められるときは、主たる部分であって一括再委託に該当するものと判定します。</p> <p>(1) 契約金額による判定 契約金額の内訳のうち7割を超える額に相当する部分を再委託しようとするとき。</p> <p>(2) 履行内容による判定 契約履行手段の主要な項目である部分を再委託しようとするとき。</p>
2	<p>募集要項 p.4 3 プロポーザルの手続きの概要 (3) 評価基準</p>	<p>評価基準の⑥社会課題解決に資する取組について、評価項目が「これからの1000年を紡ぐ企業認定や環境マネジメントシステム（ISO14001 や KES 等）の認証等」とあるが、エコアクションは含まれるかご教示ください。</p> <p>また、いずれかを認証されていれば、採点は5点になるかご教示ください。</p>	<p>質問にある「エコアクション」について、環境省が策定した「エコアクション21」を指しているのであれば、評価対象の認証となります。</p> <p>また、複数の認証を取得されている場合、取得されている認証を全て企画書内に明記いただくことにより、5点を上限として採点させていただきます。</p>